

ゼロ会議委員会規約

(名称)

第1条 この団体・本会は、ゼロ会議委員会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は次の所在地に置くとする。

大阪府中央区南本町1-2-7 マヤ第一ビル4F

一般社団法人日本子育て制度機構/ (株式会社 luft) 事務所内

(目的)

第3条 本会は、ゼロ会議の運営を目的とし活動を行う。

ゼロ会議は2021年大阪府内の児童虐待で亡くなる子ども0名にする為の活動。

(委員会メンバー)

第4条 本会のメンバーはゼロ会議の運営に携わる者、またはマイナス1会議に参加しゼロ会議の運営に携わる者をもって組織する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

(1) 代表者 1名

(2) 副代表者 1名

(3) 会計 1名

(運営)

第8条 本会は諸問題が発生した場合は、随時会議を開催して協議を行い、委員会メンバーの同意を持って決定する。

2021年まで3カ月に1回、ゼロ会議を開催。委員会は月に1回程度開催する。

(財務)

第9条 本会の経費は、寄付及びその他の収入をもってあてる。

活動に必要な資金については、会計が適切に管理を行い、定期的に委員会メンバーへ報告し承認を得る。またこの会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(設立年月日)

本会の設立年月日は平成 30 年 10 月 23 日とする。

(規約施行日)

本会則は平成 30 年 12 月 1 日より施行する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明致します。

住 所 : 大阪市浪速区桜川 3-3-8 R ゲストハウス 3 階

氏 名 : 浜辺 拓臣

附則

第 2 条を事務所移転の為、住所変更

大阪市浪速区桜川 3-3-8 R ゲストハウス 3 階
一般社団法人日本子育て制度機構 事務所内